

令和7年第11回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年11月17日(月) 開会：14時00分 閉会：15時30分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり
 教 育 部 次 長 小 川 亮
 教 育 政 策 課 長 〃
 生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦
 こ だ も 保 育 課 長 林 真 也
 こ だ も 保 育 課 課 長 補 佐 三 浦 潤 子
 こ だ も 保 育 課 課 長 補 佐 松 村 尚 志
 学 び ・ 交 流 プ ラ ザ 所 長 河 村 賢 一

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 大 竹 新 人
 教 育 政 策 課 中 尾 歩 美

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第19号	令和7年度周南市一般会計補正予算要求について
3	議案第27号	令和8年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
4	議案第28号	周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第29号	周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第30号	周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例）制定について

7	議案第31号	周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定に係る意見聴取について
8	議案第32号	令和7年度周南市一般会計補正予算要求について
9	議案第33号	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家・周南市中須自然の家）

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和7年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

2	令和7年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

それでは、日程第2、報告第19号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

それでは議案書1ページ、報告第19号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、債務負担行為補正において、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

栗屋学校給食センター給食調理配送業務委託料の債務負担行為の限度額を4億4千939万5千円のところ、1千920万5千円増額し、4億6千860万円に、住吉学校給食センター給食調理配送業務委託料の債務負担行為の限度額を3億4千82万5千円のところ、1千727万5千円増額し、3億5千810万円とするものです。

これは、先般、9月補正予算で、栗屋学校給食センターと住吉学校給食センターの給食調理配送業務委託料について、債務負担行為限度額の設定の議決をいただき、この度、入札準備を進めていたところ、10月16日から最低賃金が改定されたため、参考見積を徴取した業者に聴き取りを行ったところ、9月補正予算時に設定させていただいていた債務負担行為上限額では対応できないことがわかりました。このままでは適正な入札執行が困難であると判断いたしまして、補正が必要となったものです。

なお、委託業務期間は、令和8年度からの期間設定ですので、本年度末までの支出見込額はござ

いません。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

岡寺委員

9月補正予算からの変更点について、具体的な内容を教えてください。

学校給食課長

学校給食センター給食調理配送業務委託は、人件費が大半を占めています。パート従業員も多く、最低賃金が過去最大の上昇率となり、当初見積もっていた5年間の委託料額を大幅に上回ることであり、補正が必要となりました。

岡寺委員

理由は分かりました。すぐに変えられるものかなと思いました。

教育長

他いかがでしょうか。

吉本委員

賃金は今後も上昇傾向にあると思いますが、それを見越して令和12年度までの積算がなされているのでしょうか。

学校給食課長

これから先5年間の賃金上昇を見込んだ見積と理解しています。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第19号を承認いたします。

3	令和8年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
---	----------------------------

教育長

それでは、日程第3、議案第27号「令和8年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書4ページ及び5ページ、議案第27号「令和8年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号に基づくものです。

この度、山口県教育委員会から「令和8年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針」が示されましたので、周南市教育委員会においても、それに沿った「令和8年度周南市立小・中学校人事異動内申方針」を定めようとするものでございます。

今年度の変更点は、特にありません。

この内申にしたがって、周南市教育大綱の基本理念である「未来を生き抜くこどものための 興味・楽しさ・勇気を育む『こどもまんなか教育』」の実現に向けた取組を推進し、こどもたちの健やかな成長のために、学校の教育諸課題の解決を支援し、地域とともにある学校づくりをめざして、周南の教育のさらなる充実に努めます。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

片山委員

記1の校長の意見具申とはどのようなものがありますか。

学校教育課長

教職員の人事異動に関しては、各学校の教育目標の実現及び課題解決という大きな目標があるため、校長が各学校の学校経営に沿ってどのような人材を求めるのか、今在籍中の教職員についてどのようなキャリアステージを準備することで、学校の課題解決に努めていくのかについて意見具申書を提出しています。その意見具申を尊重し、市教育委員会として、人事異動を進めていくこととなります。

片山委員

意見具申の提出時期はいつですか。

学校教育課長

11月末提出となっています。

片山委員

積極的な意見具申はありますか。

学校教育課長

各学校で様々な課題を抱えており、実態に応じた意見具申が毎年提出されます。

片山委員

課題だけでなく、特徴を生かすための意見も出てくると期待しています。

学校教育課長

強みを生かすための具申も提出されますので、尊重しながら進めてまいります。

片山委員

是非よろしくお願ひします。

教育長

他いかがでしょうか。

松田委員

昨年度の人事異動に関して、課題と良さがあれば教えてください。

学校教育課長

個々の教職員の異動については、一概に言えませんが、市全体としては、職員の希望及び校長の学校経営の方針等に可能な限り沿うような人事異動が行われたと市教育委員会としては捉えています。ただし、ベストを尽くした人事異動であっても、学校経営の中で、課題等も出てきますし、組織として機能しない場合もありますので、今まで以上に先を見通した人事異動となるよう努めていかなければならないと感じています。

松田委員

個人の希望への対応について、意欲や将来性を育てるところは良い点が見られて、ただし学校経営については、配置状況により変わってきているというコメントだったと思います。記から下は昨年度と変わっていないということで、まず1点ご意見を申しあげます。

基本理念が変わり、「未来を生き抜くこどものための興味・楽しさ・勇気を育む『こどもまんなか教育』」の実現に向けた取組を推進するための文言が新しく入りました。このことを意識しながら

ら学校経営を行っていただくことが、周南市としての願いだと私は思っています。

各学校の教育目標の実現ための人事異動という視点に、特段注視して欲しいと思います。どちらかという、課題解決に目が向いていないかということです。

確かに学校が安定化することは大切ですが、基本理念は、こどもたちが自ら育っていくことを大きな目標として、私たちも夢として掲げていますので、ぜひ管理職である校長先生等にしっかり話をさせていただきたいと思います。そのことは3つの基本方針にも少し書いてあります。

学校の安定化と地域とともにある学校づくり、学校の安定化だけに目が行くのでは、やはり十分ではないと思いますので、各学校が市の教育目標を踏まえて、学校の教育目標を実現するため、人事異動を打ち出していただけたらと思います。

なぜなら、人事異動は、先生のためではなく、こどもたちのためにあると私は思うからです。

併せまして、これは昨年度も申しましたが、3の「合併前の旧市町での長期勤務者の移動に配慮する」という文言が、合併して20数年経ちますがまだ残っています。

これはなぜだろうと思います。それぞれの学校に特色があり、地域の特色があると思うのですが、この合併前の旧市町の意識を、どれくらいの先生が持たれているのかなと思います。若い人が増えてきて、周南市は一体だと思ってる方が多いのではないのでしょうか。

昨今思うのは、旧市町地域での異動により、その地域の良さと課題を他の地域から来られた先生たちが明らかにされる場所もあるので、一概に悪いとは思いませんが、ここに配慮するという文言が入るのは、そろそろ再考しても良いのではないかと感じました。

人事異動によって、新しい視点が加わるのは当然ですので、その方々がとらえられてる課題とか良さは生かしていただきたいと思います。

教育長

何かありますか。

学校教育課長

特に教育大綱の理念を踏まえた学校教育目標の設定ということについては、しっかりと校長会等を通じて、周知したいと思います。それを踏まえた人事異動の意見具申がされると信じております。

教育長

他いかがでしょうか。

吉本委員

根本的な質問ですが、これまでは方針が定められていなかったのですか。今までもこの方針はあったのでしょうか。

教育長

ベースとなる人事異動の方針を県教育委員会が定めて、その方針を踏まえて、市町教育委員会が内申する制度です。

吉本委員

今回は、その変更案という理解でよいですか。

教育長

今年度内申の方針として、これを示しまして、記から上のところを、教育大綱が変わったことで変更しました。

吉本委員

記から下は変わっていないという認識でいいですね。

学校教育課長

はい。

吉本委員

わかりました。

教育長

他いかがでしょうか。

岡寺委員

合併前の文面について、読んだ際に「その地域に転勤で戻ってくることもあるため、長く勤務する人は少ない」という意味で捉えました。しかし、実際にはどういう意味なのか確認したいです。松田委員が言われたように、合併前の文言は時系列的に不要ではないかと思います。一方で、旧市町の地域に再び戻って勤務することが複数回あることを考慮したものなのかも確認したいです。

学校教育課長

特定の旧市町エリアで長年勤務する事例はそれほど多くありません。しかし市域が広いため、様々な地域・規模の学校に勤務していただきたいという趣旨で「合併前の旧市町での長期勤務者の異動」について文言を入れています。これは県全体でも同様であり、特に合併した市については、県から基本方針として示されているため、それに沿う形で記載しています。

松田委員

まずこの旧市町は、周南市の中で、新南陽、徳山、熊毛、鹿野という地域です。人事異動は、それぞれの旧市町教育委員会で行われていました。

岡寺委員

そうなんですか。合併する前はですね。

松田委員

徳山市に勤務していた人は、合併後も旧徳山市地域で勤務したいという気持ちがあったと思います。なぜなら、各市町の特徴、自分たちがやってきたことや慣れ親しんだことを大事にしたいという思いもあったでしょう。しかし、せっかく合併したので、人事交流を図ることにより、活性化を図るため、先生たちの意識を聞き、促しているということです。

若い人が増え、旧市町の印象を持ちにくいのではないかとということで、そろそろ意識変換が必要ではないかと思います。

県の方針にのっとり各市町は独自の教育を行ってきたため、「県の方針に従い」ではなく「県はこのような方針を出しているが、市はこれでいく」という表現であるべきだと考えます。県と市は対等であるため、そのような形での人事異動をして欲しいと思います。

教員は県の採用であることが、そのあたりを難しくしていることもありますが、周南市は市の中で人事異動の内申方針をきちんと持って、それをもとに教育を展開していくことが必要だと思います。

内申であるため、県に具申していく形となります。これは毎年同様に行われ、時事に応じて変更されてきたことを理解しながら取り組んでいます。今回教育大綱が改定されたことを踏まえ、先生方の意識づけをしっかりと行う必要があると考えます。

教育長

よろしいですか。

それでは、議案第27号を決定いたします。

教育長

続いて、日程第4、議案第28号「周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」から日程第6、議案第30号「周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例）制定について」、日程第8、議案第32号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」及び日程第9、議案第33号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家・周南市中須自然の家）」の5つの議案につきましては、市長に意見を申し出る案件であり、議会への周知前でもあること、また、日程第7、議案第31号「周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定に係る意見聴取について」は、周南市幼保連携型認定こども園の設置方針にかかる最終的な意志決定前であることから、適切な審議確保の観点のため、「周南市教育委員会会議規則」第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案第28号から議案第33号までの審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手）

教育長

それでは、議案第28号から議案第33号までの審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

4	周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
---	-----------------------------

教育長

それでは、日程第4、議案第28号「周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

説明に入る前に、正誤表の配付をさせていただいておりますが、議案書8ページ改め文及び10ページ新旧対照表の別表（第4条関係）の改正案について修正がございました。幼稚園遊戯室の金額に訂正が生じたため、金額を修正し、小・中学校及び幼稚園を区別した表に改めております。

併せまして、もう1点訂正がございました。

議案書15ページ及び16ページ議案第29号「周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について」の附則について修正がございました。

附則第2項及び第3項中「周南市学校施設使用条例」ではなく、正しくは「周南市学び・交流プラザ条例」となります。お詫びして訂正いたします。

それでは議案書6ページ、議案第28号「周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号に基づく

ものです。

この度は、昨今の物価高騰を鑑み、「受益と負担の適正化」と「市民の利便性向上」を図るため、使用料等の見直し方針に基づき、全庁で関係する条例の改正を行うこととしております。

主な改正ポイントとして、2点ございます。

1点目は、「受益と負担の適正化」の観点からの料金改定についてです。これは、昨今の急激な物価高騰の影響で、施設の維持に係るコストが大きくなっている現状を踏まえ、コスト計算のうえ、受益と負担の適正化を図るため、料金を改定することとしております。

2点目は、「市民の利便性向上」の観点から、別々となっている施設使用料、冷暖房料の料金表について、原則一本化すること、なお、体育施設、ホール等で合算することで、市民に過大な負担となると考えられるものは従来どおりとすること、あわせて、施設使用料等の料金表は、原則、時間当たりの区分に改定することとしています。

以上を踏まえまして、本条例には、学校施設の使用にかかる使用料等について定めておりますことから所要の改正を行うものです。

10ページをご覧ください。新旧対照表により、改正内容について説明いたします。

まず、第2条及び第4条については、それぞれ、条文中の文言整理をしております。

次に、下段の別表についてです。学校施設の使用につきましては、現行では午前6時から12時、午後12時から17時、夜間17時から22時といった利用時間の区分であったものを、市民の利便性向上を図るため、使用時間を1時間あたりとして、使用料とあわせて改定しています。

なお、小中学校講堂（屋内運動場）については、改正後を「小中学校屋内運動場」とし、これまで、別途、固定照明設備使用料を規定していましたが、今回の改正で施設使用料と固定照明設備使用料を一本化し、施設使用料として整理しています。

そのため、11ページのとおり、固定照明設備使用料の表中から、「小・中学校講堂（屋内運動場）」欄を削除しています。

なお、屋外運動場の固定照明設備使用料につきましては、1時間あたりの使用料の金額が大きいことから、屋外運動場使用料と一本化せずに、従前どおりとしています。

また、表の下に記載する備考については、小・中学校講堂（屋内運動場）欄を削除したことにより、文言を整理しています。

今回の改正は、学校施設の各使用料について、コスト計算等を行った結果、値上げの必要がないと判断したため、従前の使用料の金額を据え置いた形で改正しています。

9ページをお願いします。附則についてですが、施行期日は公布の日から施行することとし、

「適用区分」、「経過措置」として、改正前、改正後の使用料の適用方法、改正前の使用料還付の取り扱いを規定しています。

以上、「周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」の説明となります。

なお、次の議案である『周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定』につきましても、改正の趣旨は同様でございます。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

岡寺委員

正誤表10ページの1時間当たりの使用料について、教室や遊戯室保育室等使用料が高くなったと感じますが、その解釈でよいのでしょうか。

教育政策課長

今回の改正については、従前は11ページ下の表に固定照明設備使用料を掲載していましたが、改定により使用料の中に含めて計算することしました。従来の使用料と固定照明設備使用料を合算し、1時間単位で計算しています。基本的には従前の料金をベースにしているため、合算後の1時間当たりの金額は同様となります。

岡寺委員

そういうことなんですね。

倍以上になるのかと思いました。利用者に説明があったほうがよいと思います。

教育長

他いかがでしょうか。

片山委員

10ページの使用料第4条の第4条の現行は「使用者の願い出により」のところ、改正案では削られています。使用者の願い出によりがなくなることで、市が判断することになるのであれば、どのような基準で判断されるのでしょうか。

教育政策課長

「使用者の願い出により」については、規則で減免や免除を規定していますので、申請したうえで、教育委員会が判断する形を取っておりますので、「願い出により」というのが他の条例等と比べても特異なところがあったため、今回整理して、文言を削りましたが、今まで通り、減免免除の申請に基づいて行っています。

松田委員

今の件について、減免申請を申請者側がしなくても、市が判断するということですか。

教育政策課長

基本的には、利用者が減免や免除の申請を行うこととなります。今後、学校施設についてはスポーツ開放では予約システムを活用し、減免や免除の判断もシステムにより行われ、無料となる場合があります。

松田委員

要は減免する判断基準は市が持っているということですよ。

そのことは、一般の方にも伝わっていますか。

減免申請は、関係団体、主催者や申請者により、対象となったりならなかったりというのを昔聞いた覚えがあるのですが、今はそういうことはないのでしょうか。

教育政策課長

減免等については、利用者にも周知をしまして、必要に応じて申請をされているところです。

松田委員

基本的には、使用者の願い出がなくてもできるということになるんですよ。

教育政策課長

規則により、減免につきましては、申請が必要という形で規定しております。

松田委員

条例には記載してないが、実際の申請については従来通りですね。

教育政策課長

そういうことです。今回は文言整理をしたところです。

松田委員

減免申請については、役立っている部分があれば、利用者による差があったこともあり、確認して理解しました。

続いて、講堂という表記が今回なくなっていますが、これは表記が変更されたのか、屋内運動場として統一されたのか確認させてください。

教育政策課長

施設の性質については、特に変わっていませんが、呼び方を屋内運動場に整理する形で今回改正しております。

松田委員

屋外と屋内の整理について理解しました。

今回から時間単位での申請となりますが、申請書提出及び使用許可の際も時間単位で認める形になるのでしょうか。

教育政策課長

時間単位の利用になります。

松田委員

先ほどシステムと言われましたが、申請書提出先は地域によって違いますか。一貫される見通しですか。

教育政策課長

学校の施設開放、地域の行事等は、従来通り、教育委員会で申請を受け付けます。

ほとんどがスポーツ開放の利用になります。こちらについては、スポーツの登録団体に、施設システムを利用いただき、システムから利用申請行い、1時間単位でシステム上空きがある時間を予約します。

それから、年間利用については、年度が始まる前に団体へ利用調整を行ったうえで、システムに入力していく形をとります。

松田委員

学校施設開放の申請書提出先は教育委員会と言われましたが、学校が受け付ける形となる場合、時間単位での受付一覧表を作成することになるのでしょうか。その流れを分かるようにしていただけるとありがたいです。

教育政策課長

学校行事を優先し、システムに学校行事をまず入力したうえで、スポーツ開放の申請という形になります。学校開放についても、予約システムに入力し、漏れがないように管理していきたいと考えています。

松田委員

学校現場では、受付後に公印を押印し返却するという流れがあったと記憶しています。手続きが改善されれば、学校としては大変ありがたく、より見える形になると考えます。

岡寺委員

松田委員が言われた「使用者の願い出による」という言葉についての説明を聞き、通例とは異なる印象と自分なりに解釈しました。申込書に免除申請のチェック欄があり「免除を申請します」とする形とは違う意味で「使用者の願い出」と記載されていたのでしょうか。

教育政策課長

この文言がなくても条例として、手続き上問題ないところがありましたので、この度の改正で文言を整理させていただきました。

岡寺委員

先ほどと同じことですが、免除にチェック入れたら、画面上も同様に対応していくということですよ。

教育政策課長

はい。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

部活動の地域移行が始まると、学校施設の利用者が増え、予約や使用許可申請が煩雑になることが懸念されます。そのため、システムによって利便性が向上することは望ましいと考えます。

教育政策課長

地域クラブについても、令和8年度以降は、中学校も放課後の時間に利用できるなり、使用範囲が広がります。スポーツの団体と合わせて、地域クラブもシステムが利用できるようにしております。1月以降に周知をして、定期利用にも対応できるようにしていきたいと考えております。

教育長

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは議案第28号を決定いたします。

5	周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について
---	-------------------------------

教育長

それでは、日程第5、議案第29号「周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第29号「周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

まず、議案書12ページをご覧ください。

このたびの条例改正は、昨今の物価高騰等を鑑み、受益と負担の適正化、市民の利便性向上を図るため、施設の使用料及び関係する事項について所要の改正をするものでございます。

主な改正点といたしましては、これまで施設使用料と冷暖房使用料及び交流アリーナの照明設備使用料を個別に徴収していましたが、これらを一本化し、より分かりやすい料金体系と、利便性の向上を図ることとしています。

改正の内容は、14ページから15ページの表のとおりです。

17ページから21ページの新旧対照表をご覧ください。

18ページの、(2)その他諸室使用料の表中、交流室2を例にご説明いたします。

現行の使用料は1時間につき150円ですが、これを220円に改正いたします。これには、冷暖房使用料が含まれます。現行では、施設使用料に冷暖房使用料62円を加算し、10円未満を切捨て210円となります。したがって、改正による増額は10円となります。

学び・交流プラザでは、施設使用料は据え置き、一部の施設を除き、冷暖房使用料を現行の1.2倍としております。10円未満は切り捨てますので、改正に伴う冷暖房使用時の使用料増加率は概ね2%から6%となります。金額にすると10円から20円の増額となります。

次に、14ページに戻っていただき、別表第1の(1)の表をご覧ください。こちらは、多目的ホール・交流アリーナになりますが、これらの施設と武道場の3施設につきましてはスポーツ・文化施設となり、施設規模や性格が他と異なるうえ、使用料も高額であることから、利用者の負担増加を考慮し、使用料の一本化は行わず現行の料金体系を維持することといたします。

なお、交流アリーナにつきましては、空調設備の設置に伴い今年3月に使用料の条例を制定しておりますので、使用料は据え置くこととしますが、この施設にのみ適用していた照明設備使用料については施設使用料の中に組み込むことといたします。

その他、武道場の一般開放利用における、冷暖房使用時の使用料を新たに設定しております。

施行日は、公布の日からとしておりますが、新しい使用料が適用されるのは、令和8年4月1日以降の利用分からとしております。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

松田委員

積算根拠について、先ほどの説明で理解できました。使用料を一本化することは、利用者にとって大変ありがたいと思います。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは議案第29号を決定いたします。

6	周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例）制定について
---	--

教育長

それでは、日程第6、議案第30号「周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例）制定について」を議題とします。

この件につきまして、こども保育課から説明をお願いいたします。

こども保育課長

議案第30号「周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例）制定について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

「須々万地区の認定こども園整備事業」につきましては、9月の教育委員会定例会において、設置の経緯、設置時期、また認定こども園の概要についてご説明させていただき、ご意見を頂いたところです。

この度の条例改正は、令和8年4月より、須々万幼稚園と須々万保育園を統合し、現在の須々万

保育園の施設を活用して認定こども園を開設することについて、必要な事項を定めるものです。

24ページの改正文および25ページの新旧対照表をご覧ください。

周南市幼保連携型認定こども園条例第2条の名称及び位置について、周南市立須々万こども園を加え、位置については現在の須々万保育園の住所を規定しています。

なお、附則の第1項で、施行期日を令和8年4月1日としておりますが、事前に入園手続き等を行うことができるよう、第2項で、準備行為について定めております。

また、須々万認定こども園の開設に合わせて、須々万幼稚園、須々万保育園は廃止となることから、附則の第3項において幼稚園条例、附則の第4項において保育所設置条例から、それぞれ須々万幼稚園および須々万保育園の項を削ること合わせて定めております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは議案第30号を決定いたします。

7	周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定に係る意見聴取について
---	--

教育長

それでは、日程第7、議案第31号「周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定に係る意見聴取について」を議題とします。

この件につきまして、こども保育課から説明をお願いいたします。

こども保育課長

議案第31号「周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定に係る意見聴取について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

こちらの議案につきましては、「周南市幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則」において、教育課程に関する基本事項の策定については、教育委員会の意見を聞くことと定められていることから、皆さまのご意見をお伺いするものです。

それでは、添付のA3横書の資料「議案第31号別紙」をご覧ください。

1枚目が「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」、2枚目が「教育課程」となっております。

幼保連携型認定こども園につきましては、国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづき、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」と「教育課程」を定めることとされています。

まず「全体的な計画」につきましては、こども園が園児の入園から修了まで、つまり0歳から5歳までの間、目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものです。そのため、園児に対する教育・保育の内容に加えて、地域との連携や子育て支援の取り組み、小学校との接続など、認定こども園の活動、全般に関する計画となっています。

続いて、2枚目が教育課程になります。

認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎として3歳以上の園児に対する教育と、保育

を必要とするこどもに該当する園児に対する保育を一体的に提供する施設になります。

具体的には、3歳以上の園児については、保育の必要性の有無にかかわらず、教育共通時間において一緒に活動することから、そこで行われる教育活動の計画として策定するのが教育課程になります。

教育課程の策定にあたっては、国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、表の右側にお示ししております「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10の項目、また、「教育・保育において育みたい能力」として、

- ・知識及び技能の基礎
- ・思考力、判断力、表現力の基礎
- ・学びに向かう力、人間性等

の3つの柱が示されています。

教育課程では、これらの実現に向けて、表の左側になりますが、教育目標（学年の重点）として、健康、人間関係、環境、言葉、表現の「5つの領域」ごとにねらいを定め、年齢ごとに、こどもの発達の特性を踏まえた教育・保育活動を提供していくこととしております。

4月以降は、須々万こども園において、この全体的な計画および教育課程に基づき、クラス・年齢ごとの指導計画などより詳細な計画を作成し、具体的な教育及び保育活動を提供していく予定としております。

以上で議案第31号の説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、説明へのご質問、それからご意見等ございますか。

吉本委員

感想を述べさせていただきます。

A3横書1枚にすべてが網羅され、細部にわたって整理されていて、とてもわかりやすいと感じました。

保育理念の部分には、教育大綱で定めた文言が入っていますが、少し硬い印象を受けました。

展開がいろいろな細部に網羅されていると思いますが、どのように波及しているのかが分かりにくく感じました。

理念は、いつも皆が言葉で言えるようなイメージにしたほうがよいと私は常々思っておりますので、こども園に携わる方が分かるものにしたほうがいいのかなと思いました。

あとは、先日参加した架け橋プログラムの内容についても網羅されていますし、すごく時間をかけて作られ、とてもわかりやすい内容だと感じています。

教育長

他いかがでしょうか。

松田委員

乳幼児期の発達段階に応じ必要なことについて、教育及び保育を行っていくことになります。保育理念のところに、教育大綱の理念を入れていただいたことで、全市的なつながりを作った形となり、とてもありがたいと思いました。

教育課程については、認定こども園となり変わる部分を、国の要領に従って、このような一枚ものにしていくことは大切だと思いました。その中で、特に須々万こども園の教育課程として、強調される形になっているか確認させてください。

要は、認定こども園全体としての教育課程という形なのか須々万こども園の特徴ある教育課程なのか教えてください。

先日の架け橋プログラムで、こどもの素直な思いを大事にしながら、それを大人が先取りするのではなく、こどもの意思や活動を大事にしていくところがとても評価が高かったり、中学校の発表にもありましたが、須々万では地域との連携を大変よくやっておられたりする部分が、教育課程でも強調されるとよいと思いました。

教育課程は年々見直しがあると思いますが、開設にあたり須々万こども園の特徴としてやっていく部分が少しでもあれば教えてください。

教育長

何かありましたらお願いします。

こども保育課長

須々万こども園の教育課程含めて、言葉としては国の規定に従ったものになっていますが、須々万の特徴ということで、今現場で一生懸命やろうとしてるのは、架け橋プログラムで発表した菊川地区と同様に、須々万地区もコミュニティ活動がとても盛んなところであり、小学校、幼稚園、保育園のつながりもすでに完成したプログラムを遂行している状況です。

地域も含めた活動が実現して、より密になることを目標として掲げたいところですし、4月から現保育所で運営を開始しますが、新施設完成後は、隣に市民センターがあり、地域活動の拠点がすぐ隣に、そこを皮切りにより地域と深く関わられるような幼児教育ができればよいと思っています。

松田委員

教育課程は、どこまで具現化していくかという難しさもあると思いますが、ぜひ教育指導計画にも特徴が出てくるとよいと思います。せっかくなら、何か一言でもあればよいかと感じました。

また、幼児期の終わりまでに育て欲しい姿と育みたい資質・能力という3本柱があり、国の様式も同様ですが、なかなか頭の中で結びつかない状況が私自身にはあります。

資質・能力の3本柱は非常に重要であり、それを実行項目と結びつけていくことは難しいが大切であると考えます。具体的に「知識理解が結びつく」「心情が育つ」といった形で示されると、一般の方にも現在の取組がどのように結びついているか理解しやすくなると思います。ここでの回答を求めるものではなく、今後自らも学んでいきたいと考えています。

小学校以上では、「知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力」が重視されています。これが先日の架け橋プログラムの中でどのように展開されていくのか注目していますが、現状では言葉だけで動いているような印象もあります。今後、具体的な事例を紹介いただきたいと思います。これは小学校においても同様をお願いしたいです。

こども園の良さについては色々な声を聞いていますが、課題もたくさんあると感じています。計画とは直接結びつきませんが、勤務されている保育関係者と教育関係者の連携など、さまざまな工夫が行われていると思われしますので、その点についてもぜひ知る機会があるとよいと感じています。

教育長

教育課程については、ブラッシュアップを図っていただきながら、適宜情報提供いただくとありがたいです。よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

岡寺委員

この議案別紙の計画書は最終的に誰が見るのでしょうか。

こども保育課長

職員全員が見ます。

岡寺委員

保護者や地域の方も見れますか。

こども保育課長

希望があれば、保護者や地域の方も見ることはできます。

岡寺委員

フォーマットに沿って作成されていると思いますが、もう少し読みやすく、内容のまとまりが分かるようにすると、さらに理解しやすくなるのではないかと感じました。

例えば、下部の「健康支援」「食育の推進」などが上の内容に含まれるのか、それとも別なのかが一見分かりにくいです。太枠などでまとまりを示していただけると、頭の中で整理しやすいと感じました。内容自体はしっかり書かれていることは理解できますが、その点が少し気になりました。

教育長

そのあたりは、ご検討いただけたらと思います。

私からも先日、幼保こ小の架け橋プログラム研究推進大会がありまして、今までずっと積み上げてこられた須々万幼稚園と須々万保育園がある中で、こども園になることで体制が若干変わりますが、積み上げてこられたことを引き続きで進めていただくとともに、一層の充実が図れるようこの教育課程や全体計画をもとに進められていただけるとありがたいと思います。

特に小学校との連携については、公務員のため人事異動がありますが、人が変わってもそれがうまく繋がっていくような体制づくりもまたご検討いただけるとありがたいです。

よろしく願いいたします。

教育長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育委員会として意見は十分に頂きましたので、議案第31号につきましては、総括的に今回は異議なしということで市長への回答としたいと思います。

8	令和7年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

それでは、日程第8、議案第32号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、最初に、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは議案書の30ページをお願いいたします。

議案第32号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管する予算のうち、歳出予算として、6千164万7千円の増額、繰越明許費及び債務負担行為を追加する補正について、市長に意見を申し出るものです。

なお、32ページ以降、表の右端の欄に所属課を記載しております。各事業にかかる補正予算の

詳細につきましては各課から説明いたします。

はじめに、教育政策課の所管事務にかかる補正予算について説明いたします。32ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費における職員給与費等508万5千円の減額は、教育政策課・学校教育課・熊毛総合出張所の配属職員にかかる人事異動等によるものです。また、特別職給与費等の1万8千円の増額は、職員共済組合の負担金率引き上げによるものです。

33ページをお願いいたします。教育費、小学校費、小学校管理費における小学校教職員経費の903万3千円の増額は、県費の養護教諭が配置されていない八代小学校に対し、市費により養護教諭1名を配置したものの、また小学校施設管理費の500万円の増額補正は、児童が安心して学べる教育環境を整えるために必要な修繕料を計上しています。主なものとしては、来年度設置予定の特別支援教室の学習環境整備や消防設備の点検に基づく修繕などです。

次に、中学校費、中学校管理費、中学校施設管理費の300万円の増額補正です。こちらは小学校と同様に、生徒が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料を計上しております。

続いて、35ページをお願いします。「小学校改修事業」774万9千円の繰越明許費の補正です。今年度、実施予定の「富田東小学校高圧ケーブル改修工事」につきましては、入札の不調により、契約締結に至っていない状況となっております。今後、再入札の執行にあたり、適正な工期を確保するため、繰越明許費を追加するものです。

36ページをお願いします。「小学校プール改修工事」及び「小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザー等業務」に係る債務負担行為補正です。

まず、「小学校プール改修工事」2千208万円ですが、これは、夜市小学校プールのプール槽床シートが破損したため、プール授業において、安全面の問題が生じていることから、プール槽全面シート張替の工事を行うものです。改修工事は、年度内に着工し、令和8年度のプールの授業開始までに工事を完了する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

次に「小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザー等業務」4千100万円ですが、これは、小中学校の特別教室空調設備整備と照明設備LED化に係るアドバイザー業務と併せて学校体育館空調設備のPFI導入可能性調査を行うもので、令和7年度から令和9年度にかけて、業務を前倒して実施することから債務負担行為を設定するものです。

なお、小中学校の特別教室特別教室空調設備整備と、照明設備LED化については、令和6年度のPFI導入可能性調査結果で、従来方式で整備した場合の整備費が約51億円と多額の費用が算出されたことから、整備については、全庁的に精査検討を進めているところでございます。

この度、市議会からも、学校施設への空調設備の早期整備が全会一致で決議されたことも踏まえ、特別教室への空調設備整備を早期実現するため、次のステップとなるアドバイザー業務も前倒しで実施することといたします。

また、学校体育館の空調設備につきましても、猛暑や、避難所機能を考えますと、避けては通れない課題であることから、将来の整備を見据え、この度PFI導入可能性調査を実施することといたしました。以上で説明を終わります。

教育長

続きまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書の33ページをお願いいたします。

まず、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「生活指導推進事業費」の会計年度任用職員報酬補正額3千249万円、会計年度任用職員期末勤勉手当補正額615万4千円、職員共済組合負担金補正額424万5千円、社会保険料補正額646万7千円をそれぞれ増額補正しております。

これは、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことから、増員に伴う各経費を増額補正するものでございます。

当初予算では生活指導員122名、介助員10名、計132名の配置を見込んでおりましたが、現在、生活指導員が129名、介助員は15名、計144名を配置しているところです。

以上で説明を終わります。

教育長

続きまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案書の34ページをお願いいたします。

「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」「職員給与費等」の給料、職員手当等、共済費428万5千円の増額でございます。

これは、生涯学習課、人権教育課、図書館及び文化振興課に配属されている職員の人事異動等に伴うものです。

続いて、36ページ及び37ページをお願いいたします。

表の3番目「中須自然の家指定管理料」に係る債務負担行為の補正・追加でございます。

周南市中須自然の家は、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて、青少年の健全育成を図ることを目的とする施設として、令和8年度中に、周南市大田原自然の家から移転し開所する予定としております。

両施設の指定管理者を令和8年4月1日から指定するため、令和7年度内に協定が締結できるよう債務負担行為を設定するものであり、令和10年度までの期間について、1億5千387万1千円を限度額として設定するものです。以上で説明を終わります。

教育長

続きまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書34ページをお願いします。

「教育費」「保健体育費」「学校給食費」「職員給与費等」240千円の増額は、人事異動に伴うものです。

次に、「学校給食費一般事業費」「修繕料」です。学校給食課では、学校給食センター5施設の維持管理において、これから年度末にかけて、各センターでの修繕対応に、予算不足が見込まれることから、「需用費」「修繕料」を80万円増額し、給食センターを適正に管理してまいります。

36ページ、37ページをお願いします。

債務負担行為の補正です。学校給食材料調達業務で、本業務は、市内6学校給食センターで、4月上旬から提供する令和8年度の学校給食材料を、安全・確実に良質なものを多品目・大量に安定供給する必要があるため、債務負担行為をお願いするものです。

なお、1日当たりの給食提供予定数は約1万食で、令和7年度と比べると約300食減となり、

提供予定日数は令和7年度より3日少ない197日を見込んでいます。

また、令和8年度から給食費のひとり1日当たりの単価は、小学校が320円、中学校が370円としております。

期間につきまして、令和7年度から令和8年度までとしておりますが、このうち、令和7年度は契約準備行為期間ですので、本年度末までの支出見込額はございません。以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館からご説明いたします。35ページをお願いします。

「教育費」「社会教育費」「移動図書館運営事業」の2千778万1千円は、移動図書館やまびこ号の更新にかかるもので、ベース車両の納入に不測の日数を要したことにより、契約期間である令和8年2月末までの納車が見込めなくなったことから、適切な製作期間を確保するために、繰越明許費の補正を行うものです。以上で、説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

松田委員

確認します。32ページ「教育費」「教育総務費」「事務局費」「職員給与費等」の減額理由を、人事異動等によると言われましたが、人員体制が減ったということですか。

教育政策課長

毎年、その年の職員数により、予算を計上しております。職員構成が4月の人事異動で変わりますので、毎年12月に職員給与費の補正にかかるものを計上しております。

松田委員

忙しい中、人員確保も大変だと思いながら申しあげました。

それから、33ページの、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「生活指導推進事業費」の介助員と生活指導員の人数が確定したということですが、介助員10名が15名、生活指導員122名が129名となり、この増については、年度当初想定されていた範囲内ですか。

予算は、これより少なかったということですか。

学校教育課長

当初予算の積算時は、前年度の配置実績を基準に生活指導員の数を仮置として、計上しております。実際の人数が増えたため、今回の増額になりました。

松田委員

意見として言わせてください。

学校現場にとって、子どもたちにとって必要な指導員であることは重々分かっていますが、年々増加していることについて、一考する必要があるのではないかと思います。

特別支援教育の理念からして、個別に十分な対応をするということですが、学校現場全体の予算として、何が必要なのかを検討する必要があるのではないかと考えます。

教育全体の中で、生活指導員や介助員の方が大変よくやっておられることを踏まえて発言をしていますが、子どもたちが育っていく中で、特別支援学級の制度もあり、通級指導教室の制度もある中、どこに視点を当てて、人員配置をしていくか一度見直して、最善策の検討をお願いできたらと思います。

次に、小学校プール改修事業で夜市小学校のプールの床シートの張替は、現在のこどもたちにとっては大変大事なことだと思いますが、市全体のプールの活用についての検討も進められていると思います。これらは連動しているのでしょうか。

教育政策課長

周南市のプールのあり方については、現行プールを活用する、プールの共用化、民間事業者の利用、新水泳場のプールの活用という形で大まかな方針を設けており、全体のプールのバランスを考え、改修が必要なもの、大規模な改修が必要なものを整理しながら、全体を調整し進めております。

今回の夜市小学校の改修につきましても、それを見据えた改修になっております。

松田委員

そのような回答であれば安心しますが、児童数等の減少も伴い、授業時数の確保についても検討される中、これだけの予算をつけてこの学校のプールを改修するという事は、先々の見通しが伝わっていないと、うちの学校もやってほしいという意見もあると思いますので、全体の方針が見えるとよいと思いました。

併せて、特別教室空調設備等の整備アドバイザー業務等業務について、議会での市長答弁も含めて、進んでいくことは大変ありがたいことだと思います。

表記の仕方は、小学校特別空調設備等の中に、体育館も入ってくるという説明になりますか。

教育政策課長

特別教室空調設備等は、照明設備のLED化を併せてアドバイザー業務を行うため、その意味合いで等が付いています。

体育館については、アドバイザー業務等の部分に含まれており、アドバイザー業務と導入可能性調査を並行して行います。

松田委員

先ほど体育館も説明があり、すばらしいと思いつつ、表記だけでは読み取れなかったのですが、理解しました。

最後に、37ページの調書に財源の内訳があり、特定財源の国県支出金、地方債はわかりますが、その他というのは具体的には何があるのか教えてください。

生涯学習課長

中須自然の家指定管理料の財源のその他の部分につきましては、使用料、利用料でございます。

学校給食課長

学校給食材料調達業務のその他5億8千490万円は、保護者と教職員から徴収する給食費です。

松田委員

特定財源も注目するところですが、わからなかったため、説明をしていただきよくわかりました。

教育長

他いかがでしょうか。

吉本委員

小学校改修事業の富田東小高圧ケーブルが入札不調で再入札ということですが、再入札予定時期を教えてください。

教育政策課長

当初5月の入札が不調となりました。その後6月にも入札をしておりますが、不調になっております。

今後は、適正な期間を確保するための繰越明許費が議決されましたら、2月中旬から3月中旬を目途に、入札を執行したいと考えております。

吉本委員

そもそも予算が不足していたということですか。どうして不調になったのでしょうか。

教育政策課長

この工事については予算不足が原因ではなく、参加業者が1社のみだったことや入札価格を超えていたことが不調の理由となっています。

吉本委員

2月になると入札がますます厳しくなるのではないかと予想しますが、無事に落札業者が決まり、修繕が開始できるとよいと思います。

また、移動図書館の車両についても納車ができなかったということで、このようなものがこれからますます納期が遅くなったり、工期がずれ込んだりすることが考えられますが、いつ納車予定でしょうか。

中央図書館長

先程の説明の際にベース車両と申しましたが、これは通常のトラックです。トラックのメーカーから部品のリコールがあり、車の納車が遅れました。その後無事に納車は済ませており、現在製作段階ですが、制作期間が2月末までは厳しいということで、6月末を目途として変更契約をしたうえで、なるべく早く納品していただくように考えております。以上です。

吉本委員

車両は無事に納車されているということですね。

中央図書館長

そういうことです。

教育長

他いかがでしょうか。

松田委員

小学校改修事業の富田東小高圧ケーブルですが、入札は進んでない状況で学校現場が困ってるといことはないのでしょうか。

教育政策課長

学校現場に今のところ影響はないです。

教育長

他いかがでしょうか。

岡寺委員

33ページ小学校施設管理費の修繕料ですが、学習環境を整備と言われましたが、具体的な内容を教えてください。

教育政策課長

修繕料の主なものとしては、消防点検の指摘を受けているものの対応、小学校屋上の防水修繕、特別支援教室の改造等に伴うものです。

岡寺委員

改造というのはどのようなことですか。

教育政策課長

難聴児童のために、音の反響がないような壁にすることなどです。

岡寺委員

特別支援の児童に対する修繕内容については具体的に知りませんでした。説明を聞いて理解しました。他にも様々な内容があるのでしょうか。

教育長

他にもバリアフリーなどがあります。

岡寺委員

勉強します。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは議案第32号を決定いたします。

9	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家・周南市中須自然の家）
---	------------------------------------

教育長

それでは、日程第9、議案第33号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家・周南市中須自然の家）」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第33号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家・周南市中須自然の家）」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

議案書40ページをご覧ください。

指定理由のとおり「周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第6条の規定に基づき、周南市大田原自然の家及び周南市中須自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としております。

周南市大田原自然の家は、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて、青少年の健全育成を図ることを目的とする施設です。令和8年度には周南市中須自然の家への移転を予定しており、大田原自然の家の理念を継承し、青少年の健全育成に資する施設となるよう、運営を行ってまいります。

なお、議案書41ページに、ふるさと振興財団の概要をお示ししています。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは議案第33号を決定いたします。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

本日の議事日程は以上でございます。

それでは、これをもって「令和7年第11回 教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____